

平成26年度 第3回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会 議事録

■日 時 平成26年7月7日（月）午前10時から

■場 所 大阪府立労働会館（エル・おおさか）7階708号

■出席委員 池田委員、鈴木委員、花田委員、大森委員、尾崎委員、金谷委員、戸田委員

（計7名）

■会議内容

開会 午前10時00分

○事務局 では、定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思いますが、鈴木委員からご連絡がございまして、若干遅れるということがございます。それと、戸田委員が若干遅れておりますが、定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。

それでは、第3回大阪府消費者保護審議会基本計画策定検討部会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、委員の皆様にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、大阪府消費者消費生活センター義永です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議の議事録作成のため、録音を行わせていただきます。ご了承ください。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

次第です。次に、名簿です。次に、配席図です。次に、今回の資料でホチキスでとめております第3回基本計画策定検討部会資料「大阪府消費者基本計画策定に向けての意見答申（案）」です。参考資料としまして、「大阪府消費生活センター平成25年度消費生活相談の概要」です。次に、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしすと」夏号です。

以上が資料です。お手元におそろいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

次に、委員の出欠状況ですが、本部会の委員総数は7名です。ただいま6名の委員の方々にご出席をいただいております。審議会規則第5条第2項に定める2分の1以上のご出席をいただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

では、議事の進行を部会長にお願いいたします。

○池田部会長 皆さん、おはようございます。

早朝より、またご多用の中、まことにありがとうございます。第3回部会七夕開催ということで、何かいいことがあればというふうに願っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日、お手元の議事次第にありますように、いよいよ部会として答申の案を取りまとめたというふうに思っております。この間、委員の皆様には、大変急なことではございましたけれども、各章にわたりまして大変丁寧に検討をいただきまして、非常に貴重なご意見をお寄せいただきました。そのことにつきまして、まずは厚くお礼を申し上げたいというふうに思っております。

ということで、まずは本日のこの答申（案）、委員の皆様のいただいたご意見を可能な限り取り込んだ形で反映させたつもりでおりますので、まずは事務局のほうから少しこのあたりについてのご説明をいただくということにしたいと思います。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、事務局からご説明をさせていただきます。

資料の3ページ、ご覧ください。

第1、計画策定についてです。

こちらは、4行目から10行目まで、社会情勢の変化について書かせていただき、11行目から15行目で国の動きを記載しておりますが、14行目のところから食品表示法、それから消費者安全法、不当景品類及び不当表示防止法のこの制定改正について追記をいたしました。16行目から23行目は、「府条例の改正と基本計画についての考え方」について記載しており、22行目からは「安全・安心な消費生活を営むことができる社会の実現に向け、今後の府の消費者施策の方向性を示すものとする」といたしました。24行目以降は、消費者保護審議会として計画策定に当たっての4つの考え方を明確にすることを新たに記述しております。28行目には、計画期間における施策の目標を定め、計画的に実施できるよう基本的な施策を整理すべきであること、30行目には、安全・安心な消費生活の実現に向け、現状を踏まえて施策を整理し、計画的に実施していくべきであること、32行目には、計画の進捗状況を把握するため、できるだけ具体的な数値により、進捗を管理していくべきであること、34行目には、定期的に施策の実施状況や成果を点検するとともに、必要に応じて修正するなど、より実効性のある施策を実現することを目指すべきであるという4点です。

4ページをご覧ください。

「第2、消費生活をめぐる現状と課題」です。ここでは、各図表を32ページ以降にまとめ

させていただきました。また、「図表」と「付表」の2つの表記がございましたが、全て「図表」で統一し、通し番号をつけ整理をいたしております。

4行目「(1) 人口減少社会(少子高齢化社会)の進展」ですが、9行目に記載の「大阪府人口減少社会白書」は、6月に新しい数字が発表されましたので、数値と図表を最新のものに修正しています。

30行目の「(2) 高度情報通信社会の進展・商品や取引形態の多様化」では、5ページ6行目に、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とオンラインゲームに関する相談が増加していること、この部分、加筆いたしました。

次に、29行目の「(4) インターネットバンキングやカード社会等の問題」では、自己破産等による借金問題解決後の生活再建プログラムについての記述として、39行目から40行目で、「自主的な生活再建に向けた支援」を追記しております。

6ページをご覧ください。

「(5) 環境問題の深刻化・エネルギー問題」につきましては、多くの意見をいただきまして、それらを盛り込むとともに、文言等の修正をしています。

6行目から11行目のところですが、ここでは食品ロスとエネルギー消費の増加、容器包装廃棄物の増加など、地球規模の環境問題の影響を懸念されるということについての事例を記述しています。

12行目から17行目には、東日本大震災により電力不足が大きな問題となったことを受け、大阪府・大阪市で策定いたしました「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」について記述をしています。また、25行目から29行目には、大阪府が策定いたしました「大阪府循環型社会推進計画」と「大阪府環境教育等行動計画」について記述をしています。

次に、37行目、こちらのメニュー等の食品表示に、ここには「その他の食の諸問題」というのを追記しています。

38行目からは、大阪は「くいだおれのまち」と称され、食の安全安心は、消費者にとって特に関心の高い分野であることを記述し、41行目には、メニュー等の不適切な表示が表面化したことで、一部の事業者に対し消費者庁から景品表示法に基づく措置命令が行われたことについて追記しています。

7ページをご覧ください。

6行目には、6月に景品表示法が改正され、措置命令権限と合理的根拠提出要求権限が都道府県知事に委任される予定となっていること、8行目以降のところには、「外食等に含ま

れるアレルギー物質の表示のあり方」について、国において検討がなされていることについて、また11行目から14行目に、その状況を記述しています。15行目から20行目までは、「大阪府食の安全安心推進計画」と「大阪府食育推進計画」について、21行目から23行目は、国の「食品ロス削減国民運動」について記述しました。

7ページの25行目です。

「消費者庁・消費者委員会設置について」ですが、こちらでは39行目から8ページにかけて、消費者庁の使命と地方への支援について加筆しています。

8ページ、ご覧ください。

4行目、「府における消費者と消費者行政の現状」、こちらのほうは表題を少し変えさせていただき、「府における消費者と消費者行政の現状」とし、5行目、「府の消費生活相談窓口寄せられた消費生活相談の概要」、これは25年度版になります。こちらを記述しています。

6行目、「消費生活相談件数の推移」には、8行目のところに府内全域の件数を追加しました。

8ページ33行目をご覧ください。

こちらの「高齢者の相談の特徴」では、次ページ、9ページの9行目のところに、高額の相談が多いことも高齢者の相談の特徴であること、こちらを追記し、図表28を43ページに追加しています。

同じ9ページの33行目から、こちらは、特殊詐欺の発生状況を新たに記述いたしましたが、34行から10行目の10行目までは警察庁の発表を、次のページ、10ページでございます。11行目から、こちらは大阪府警が発表した内容を記載してございます。10ページ、25行目から34行目までは、府が消費生活センター以外で2012年、平成24年度に受け付けた相談件数について新たに記載をいたしております。

36行目です。上記(2)(3)を追記したことにより、「府域における消費生活相談窓口の状況」が(4)となっています。

11ページ、ご覧ください。

ここでは、(5)番と(6)番を新たに記載しています。(5)番は、「消費生活センターの認知度と消費者教育・啓発の受講経験等」として、消費者庁の「平成25年度消費者意識基本調査」について記載しています。

7行目には、今年の3月に大阪府が発表いたしました「消費生活に関する意識調査」につ

いて追加をいたしました。

14行目から12ページの34行目までは、府の消費者行政の中で相談以外の業務についての概要を記載いたしております。

12ページをご覧ください。

12ページの36行目です。1と2を踏まえた府における消費者行政の課題として、(1)から(5)までを挙げています。

13ページをご覧ください。

8行目です。「(1)消費者の安全・安心の確保」では、9行目から11行目に行政として府民に対する的確な情報提供、注意喚起や啓発などのより効果的かつ効率的な施策の実施について、12行目からは、事業者に対する措置、15行目からは、事業者に求める行動を記述しました。

20行目「(2)消費者の自立への支援」では、33行目から35行目にかけて、高齢者・障がい者・若者等の特に配慮を要する消費者の被害防止・救済においては、家族や地域・施設など周囲からの見守りが重要であることについて記述いたしました。

14ページをご覧ください。

13行目です。「消費者被害の防止・救済」では、16行目に相談員の処遇改善を、また21行目に訴訟支援のあり方検討について記述しました。

23行目は、表題を「効率的・効果的な消費者行政推進のための府と市町村における機能の充実・強化、連携、役割分担」とし、30行目では、府の事業を有機的に連携させることにより、消費者安全法に記載する市町村支援を中心に業務を行うことを追記しました。

15ページをご覧ください。

「第3、消費者施策の基本的な考え方・理念」ですが、ここでは9行目と10行目の間にメニュー表示問題を入れておりましたが、社会の大きな動きの間に入れるには個別過ぎますので削除いたしております。これにより、4行目から16行目を現状、17行目以降が今後のことと明確になったと考えています。

下の箱の中、「めざすべき姿」は、2行目の「責務」と「主体的に」という言葉を追加し「府・市町村・事業者・事業者団体・消費者（府民）・消費者団体が、それぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動をとり、お互いが協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための『消費者市民社会』の構築を目指す」としました。

17ページをご覧ください。

11行目の「3、行政・事業者・消費者等の責務と役割」としております。

(1)の府、(2)の事業者は「責務」としています。

18ページごらんください。

(3)の下に記載しておりました「消費者である皆様へ 消費者の行動指針」につきましては、答申(案)からは削除しました。基本計画策定時に検討してまいります。

19ページをご覧ください。

「第4、総合的、計画的に講ずべき施策の方向性(消費者の権利の確立)」です。

7行目、「基本目標I、消費者の安全・安心の確保」では、事業者による適正かつわかりやすい情報提供を促すことも行政の役割ではないかとの指摘をいただき、18行目に「府は事業者に対し適正かつわかりやすい情報提供を促すとともに」という言葉を追記しています。

20ページをご覧ください。

「3、消費者への情報提供」では、8行目の「情報の収集」と、それから「消費者への提供」の間に、分析による内容の充実が必要とのご指摘がありましたので、これを加筆しています。

次に、13行目から18行目につきましては、「個人情報の保護」について追加をしています。これにより、「物価安定対策は」5となります。

21ページをご覧ください。

12行目の「高度情報通信社会への対応」では、19行目から20行目に個人情報の流出やサイバー犯罪の対応の必要性を記述しました。

次に、27行目の「環境に配慮した消費生活の推進」は、表題にあった「環境負荷が少ないライフスタイル」を削除しておりますが、29行目に「LCA(ライフサイクルアセスメント)の観点から」という言葉、こちらのほうが必要というご指摘を受けまして、これを追加しています。この内容ですが、34行目のところにLCA(ライフサイクルアセスメント)についての説明を記述しています。

22ページをご覧ください。

「高齢者・障がい者、若者等への支援」では、8行目にはインターネット等への依存が高まることに関連し、消費者被害が増加していることについて追記し、10行目からの障がい者につきましては、12行目のところ。「統計的な消費者被害の実態を明らかにされておらず、全体像の把握は困難な状況にある。福祉分野の関係者、関係機関とも有機的な連携を図りながら、具体的な問題点を捉え、どのような支援が有効なのか検討する必要がある」とい

うことを記述しています。

19行目には、消費者安全確保地域協議会について記述しました。

23ページをご覧ください。

「基本目標Ⅲ、消費者教育に関する計画的な施策の推進」の部分です。

16行目に、消費者教育の重要性について、広く周知を図っていく必要があることを追記し、20行目からは、消費者教育に関する施策の推進に当たっては、さらに議論を重ねていく必要があること、今後の議論にあたっては、多様な主体の意見を聞きつつ進めるべきであることを追記しました。

また、26行目には、参考として、消費者教育推進法第20条を記載しています。

24ページをご覧ください。

「1、消費者教育の推進」に当たっては、消費者に力をつけてもらう消費者リテラシーの問題として能動的に働きかける方向性を示す記述としています。

11行目、「消費者教育の推進の基本的な方向」につきましては、肯定的な文言で前向きな計画との印象となるよう修正をしています。

14行目の後半からですが、当初「断片的でなくかつ重複のない系統的な教育を受ける機会を得る」としておりましたところを「継続性を持った体系的な教育を受ける機会を提供すること」としました。

22行目、「各主体との連携・協働の推進」では、37行目にございます「消費者団体・事業者及び事業者団体」ですが、25ページ1行目に、事業者と事業者団体に、消費者に対し情報を正しく提供するよう働きかけていくことについて追加しました。

4行目、「消費者生活に関連する教育との連携推進」では、食育の説明で使用したマナーの習得がわかりにくいとの指摘がございました。こちらを食品ロスの削減に修正しました。また、情報リテラシー教育を追加しています。

11行目、「消費者教育の推進の内容」では、17行目のところに日常の消費生活を営んでいく上で基礎的な力の向上を図るとともに、効果的な情報提供や実施手法、教材による消費者教育を行っていくことが必要であることについて記述しています。

21行目の「多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進」では、22行目に「保育の場」を追加し、32行目に児童養護施設等で生活している子供への支援も同様に検討する必要があることを記述しています。

26ページをご覧ください。

「消費者教育の人材（担い手）の育成及び活用」ですが、推進法に含まれております消費者団体の記載が抜けていましたので、3行目に記載しました。また、「大学生などを担い手として活用する」との記載については、5行目から6行目で「大学生などの若者を同世代や年下の若者に対する教育の担い手として活用することも検討する」と修正しました。

27ページをご覧ください。

「基本目標Ⅳ、どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり」ですが、これは公平かつ平等に受けられなくてはならないとの指摘をいただき、6行目と26行目に追記しています。題名は、長くなりますのでこちらは入れておりません。

22行目です。

商品テストにつきましては「より専門的なテスト事業の実施に向けて国民生活センターや関連専門機関などの活用や大学との連携を検討していく必要がある」と修正しました。

31行目をご覧ください。

「消費者問題の早期解決支援」ですが、こちら、28ページのほうにまいります。

4項目に整理をしております。1、2、3、4に整理しました。

4つ目の「警察による防犯活動・犯罪の取り締まりの推進」には、警察への情報提供や関連の必要について記述しました。

29ページをご覧ください。

「第5、関係機関、団体との連携強化」につきましては、4行目、「国・他都道府県との連携」で、6行目に「必要がある場合には、国に対して意見を述べることの必要」を追記しました。

16行目、「消費者団体との連携」には、支援の観点を入れ、20行目に活動支援について記述しました。また、適格消費者団体や特定適格消費者団体との関係について明確化しました。

31ページをご覧ください。

「6、計画の推進体制と進行管理」の8行目、「計画の進行管理」では、12行目に「大阪府消費者保護審議会は、実績を確認・評価して、府に意見を述べ、府はこれを尊重して施策・事業に反映することとすべきである」と追記しました。

32ページからの参考資料については、現時点での最新のデータに入れかえるとともに、不足分について追加しました。

48ページをご覧ください。

大阪府消費者保護審議会検討経過を入れていきます。

49ページと50ページには、審議会委員名簿と部会の委員名簿を追加いたしました。

私からは以上です。

○池田部会長 どうもありがとうございます。

今、概要について少し修正部分にクローズアップしながらご説明いただいたところですが、全体として、できましたら誤植ないと願っておりますが、それも含めてご質問、ご意見、いかがでしょうか。

○大森委員 よろしいですか。

○池田部会長 はい、大森委員からどうぞ。

○大森委員 期間も余りない中で、本当によく取りまとめていただいたなということで感謝を申し上げたいと思いますが、読ませていただいて、あともう少し、半歩、1歩踏み込んで具体的に記述してはどうかと思う点が幾つかございますので、今日、部会の委員の皆さんにご議論していただければというふうに思います。

言い忘れるとまずいと思ひましてペーパーを準備いたしましたので配布いたします。

4点だけ書いております。

1つは、この間、この部会で発言させていただいてる内容ですけれども、この答申（案）でいけば3ページにかかわる問題だと思いますが、答申（案）30行目あたりのところでは、施策を整理して計画的に実施いくという形にはなっているわけですけれども、やはりメリハリつけて、どこに当面重点を置くのかというのは、わかりやすくしていただきたいなというふうに思っています。全部の分野、4つの基本目標に分けて記述されているわけですけれども、やっぱりその中でも、この重点はここ、例えば、府民の消費者の方が、とりあえずどこを力入れてやるのといったときに、ここですよということは言えるような形にしていきたい。その上では、重点はここですよというところを、基本計画の中でも明確にしていだけないかなというふうに、1つ考えました。

2つ目ですけれども、消費者教育の推進計画の策定と地域協議会の設置のことです。

ここも、答申の中に消費者基本計画、この府のところではこれが消費者基本推進計画の性格を持つということにはなっているわけですけれども、府内でどうしていくのかといったことを考えたときに、この計画の策定と協議会の設置というのが法律上の努力義務ということで自治体には課せられているわけですから、それがやっぱり課題、今後の課題であるということぐらいは書いておいてもいいのではないかなというふうに思っています。

3点目です。

14ページ30行目のところに書かれている記述ですが、この部分、私も意見を出させていた
だいて、それを参考にして事務局でまとめていただいたと思うんですが、私が出した意見と
ここに書かれている趣旨とが微妙に違っています。私の出させていただいた意見でいくと、
30行目のところ「特に、府は」の後に、その相談、「府の行っている相談業務のセンサー機
能を強化して、それを事業者指導以下の機能と有機的に連携させる」という、そういう書き
方になっていて、最初のところがなくなっています。私が言いたかったことは、府と市町村
で相談業務の役割分担していく案があるということは、それ自身はいいのですが、そのとき
に府自身の相談業務は弱めていいということではなくて、むしろどういうやり方をするかは
別として、府が直接相談業務を担うことで消費者に起こっている問題を迅速に発見をして、
その問題の本質を捉える。そのことによってこそ初めて事業者指導とか啓発の取り組みとか
も的確に、タイムリーに行えるのではないかとということで、その相談業務のセンサー機能
を強化するということを実は入れたくて、この文章書いたんですが、その部分が落ちてし
まっています。また全体の文脈見ても、文脈としても整っていないと思いますので、そこは
直していただきたいなと思っています。

最後ですが、前回のときに少し資料も府から出していただいて、提示させていただいたこ
となんですけれども、人員予算の問題です。基本計画の中にその人員予算について書くとい
うのは、なかなか性格上難しいということはわかります。ただ、そのこと抜きに、この基本
計画を作ってもうまく実効性が伴うかということ、やはり非常に難しいのではないかと
いうことで、基本計画の中に書けということではなく、基本計画を作って、実行していくに当たって、
審議会から府への意見なり要望なりという形で、そこについても今後配慮してほしいとい
った内容を別途記述してはどうかということ、ご提案させていただき、ご議論いただければ
と思います。

以上です。

○池田部会長 ありがとうございます。

大森委員からご指摘いただいた点に関連してつけ加える、あるいはそれ以外の点、各委員
のほうでご意見、ご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

もしあれでしたら、また全体についてご意見いただくということもあるということで、第
1から第6まで、個別に以下区切ってご質問、ご意見いただくというふうにしたいと思いま
すが、よろしいですか。

それでは、まず「第1の計画の策定」についてということですが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、「第2、消費生活をめぐる現状と課題。」

はい、花田委員。

○花田委員 細かいことで恐縮でございます——まずは、本当にわかりやすくなりまして、こういう短い期間に整理していただいたということに関しまして、感謝と敬意を表したいと思います。

とても細かいことで恐縮なんですけど、5ページの5行目にインターネット取引のメリットが書かれているのですが、どんなときでも、あるいは簡単にアクセスできてしまうというあたりの問題点というのが書かれていないので、デメリットで次にソーシャル・ネットワーキング・サービスのほうに行ってしまうので、インターネット取引にはメリットがあること、しかしながらこういう問題があるというような、少しその一文加えられたらどうかというふうに思いました。

以上です。

○池田部会長 ご指摘ありがとうございます。

ここの4ページ、5ページのところは、全体的には、(1)の進展のところは消費者トラブルが出てくるのですが、(2)のところは、割と単純にその普及のような、あるいは多様化のようなところが書かれていて、今ご指摘のところが全体としては、むしろ書かないトーンで、それはそれでまた統一されているようにも思うのですが。

○花田委員 次のSNSは書いてあるんです。

○池田部会長 そうですね。

○花田委員 はい。オンラインゲームに関する相談。

○池田部会長 あ、ここ少し出てきますね。

○花田委員 そうなのです。私もそうなのかなと一瞬思ったのですが。

○池田部会長 なるほど。

○花田委員 多分SNSを後でつけ加えられたので、トーンがちょっと違ってしまったのだと思うのですが、どちらかにされたらいいかと思います。

○池田部会長 そうですね。(4)だと、インターネットバンキングやカード社会等の問題ということで、以下、ずっと問題が出てくるようで、だとすれば、このあたりは要検討ということで、受け取らせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。第2。

特にないようでしたら、「第3、消費者施策の基本的な考え方・理念。」

どうぞ。

○戸田委員 1の(4)のところなのですが。

○池田部会長 何ページでしょうか。

○戸田委員 5ページです。

○池田部会長 あ、先ほどの。

○戸田委員 先ほどの「インターネットバンキングやカード社会等の問題」というところなんですけれども、問題の結論として32行目に「結果として、多くの債務を抱える等、生活困窮に陥る消費者も少なくない」という部分のところにつながっていくわけなんですけれども、そこにつながっていくと、その、例えば、カード社会がそこにつながっていくというのは、まあまあ分かるかなと思ったんですけれども、そのインターネットバンキング自体がそこにどうやってつながるのかというのが、余りイメージがわかなくてですね。

○池田部会長 なるほど。

○戸田委員 普通にネットのオンラインで必要な支払いをやるとか、振り込みとか、預金をおろすとか、そういうふうなことだと思うんですけれども、余りよくわからないのですが、インターネット取引からは発生すると思うんですけれども、バンキングから発生するのかなというのがよくわからなかったのです。もしそういうことであれば、少しプロセスを書いていたとか、言葉を変えていただくとかしていただいたほうがいいかなと思います。

○池田部会長 どうもご指摘ありがとうございます。

確かに、インターネットバンキングのさまざまな社会問題化しているところで、この書きぶりとは少し別次元があるということで、これも要検討ということで引き取らせていただきます。

ほかにございますでしょうか。今、第2のところを改めてご指摘いただいておりますが。

○尾崎委員 すみません。

○池田部会長 はい、どうぞ。

○尾崎委員 このインターネットバンキングのところでのちょっと追加ですけれども、カード社会というのは、やはり多重債務を生むような、過量に物を買ったりということがあろうんですが、インターネットバンキングで起きている問題とすれば、やはりスキミングとかですね、そういったものに対する対策とか情報提供とかというものを、少し入れ込まれたほうがなじむのではないかなと思うんですけれども。よろしくお願いします。

○池田部会長 ありがとうございます。

また、個別にこういう書きぶりではどうだろうかというふうにご提案をいただきましたら、多分事務局としても大変助かるんじゃないかと思いますが、またよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

はい、大森委員どうぞ。

○大森委員 すみません。14ページのところの(4)の「消費者被害の防止・救済」のところなのですが、意見というか質問みたいなことなんです、1行目のところは「担当課・相談窓口の一層の充実強化」ということになっていて、2行目のところが「相談員の資質云々」ということで、その後「研修の実施等の取組を強める必要がある」ということになっているんですけども、ここのこの流れでいくと、研修が相談員だけみたいにも読み取られかねないなと思っていて、やっぱり担当の職員さんのところの研修も、やっぱり大事なんじゃないかなと思うんですね。だから、そこは、職員と相談員さん両方を対象とした研修の実施等の強化なんだというようにわかるようにしていただければなというふうに思います。

○池田部会長 はい。ご指摘ありがとうございます。

そのほか、第2、いかがでしょうか。

それでは、第3、先ほども申し上げましたが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、「第4、総合的計画、計画的に講ずべき施策の方向性（消費者の権利の確立）」ということでございます。いかがでしょう。

花田委員、どうぞ。

○花田委員 ちょっと教えていただきたいことがあります。

21ページの31行目に、資源循環型社会というのが出てきます。それで、前の実は循環型社会の説明というのをしてくださっているのが6ページにあるのです。細かいようですが、循環型社会というのと、資源循環型社会というのは違うのでしょうか。あるいは同じものというふうなことでしたら、ここ、21ページのほうの資源をとられたほうが、循環型社会の説明をせっかく6ページでされていますので、そのほうがいいかなというふうに思います。

私、今気がついたのはここだけなんですけれども、ほかにもあるかもしれませんので、統一していただけたらと思います。以上です。

○池田部会長 ありがとうございます。

循環型社会で統一して、専門的なお立場から見てそれで問題ないということですね。

○花田委員 はい

○池田部会長 ありがとうございます。

それと、リデュース、リユース、リサイクル、これが3Rでしょうから、これも、まずここに3Rを持ってきたほうが、順番的には座りがいいということなんじゃないかな。

○花田委員 はい

○池田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、また後で立ち返るということもあるかもしれませんが、ここの箇所はちょっと長いのですが、よろしいでしょうか。

では、ひとまず区切りをつけまして、第5の「関係機関、団体との連携強化」ということですが、いかがでしょうか。

はい、花田委員、どうぞ。

○花田委員 すみません。また細かくて恐縮です。

30ページの1行目に、4ということで「大学、試験研究機関、公益団体等との連携」とございます。タイトルのところに「試験研究機関」という、この「試験」というのはどういう意味なのでしょう。文章の中を見ますと「研究機関」になっておりますので教えていただければと思います。

○池田部会長 なるほど。これは、特にこだわりはないでしょうか。

○事務局 そうですね。幅広く試験もやっているという意味で、大学などで試験的なことをやっているところありますよね。その意味の連携で入れたのですが、確かにその下とは同じ言葉にしているのがいいですね。申しわけないです。

○池田部会長 これは、削除という方向で。

○事務局 はい。これは「試験」を削除ですね。

○池田部会長 はい、ありがとうございます。

ほかに第5、いかがでしょうか。

はい、それでは第6、最後になります。最後というか、31ページ。よろしいでしょうか。

それでは、その次の参考資料以下のところで何かご指摘あるところはございますでしょうか。

あと、最後のところまで一括してご指摘いただければと思います。

よろしいですか。

じゃ、また全体としてご指摘いただくところがありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○大森委員 30ページのところの「団体との連携強化等」のところなんですけれども、5番目のところが、「弁護士会等との連携」ということになっていますよね。私が聞くところによると、各地域に行くと、弁護士会だけではなくて、司法書士会との連携なども結構あるというふうに聞いたりしています。大阪府としては、弁護士会とのつながり大きいのだろうとは思いますが、何かそういう、専門家団体とかそういうもうちょっと幅広く、ほかの団体さんも含めてというようなことのニュアンスの表現のほうがいいのではないかなというふうに思います。またご検討いただければと思います。

○池田部会長 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○戸田委員 ちょっと思い出したんで、16ページのところなんですけれども、(2)の21行目からのところなんですけど、地球環境問題とか東日本大震災とか、南海トラフとかの話が出てきて、そういう情勢の中でということなんですけれども、それで「省エネ、節電、節水といったエコロジーという観点を踏まえて」というのが昔からというか、何か、昨今の情勢の中で考えていくところが、省エネ、節電、節水ということは、私の子供のころからそういうこと言ってたよなという気がしてですね。その前のほうの最近の問題を取り上げつつ何が必要だということの対応が弱いような気がするんですけども。

○池田部会長 ありがとうございます。

また書きぶりの提案等、具体的にいただければありがたいところですが。確かに消費者市民社会の形成のところ割と力点を置いているところもあり、少し全体的なところでの書きぶりについてご意見いただいたというふうに受けとめておりますが。

ほかにご指摘いただくところがございましたらお願いいたします。

○金谷委員 ちょっと質問があります。

○池田部会長 はい、お願いいたします。

○金谷委員 グラフの図表の1から3なんですけれども、データが2010年に出ているから、2010年のところで、「これから」と「これまで」というのがあるんですけども、2010年のところから、「これから」というの、何となく古い感じがするんですが。2014年も既に大分右のほうにあるので。これってないとだめなんですかね。

○事務局 これは、そのまま元の資料を抜いてきましたので、そのまま入れてしまいました。

○事務局 そうですね。この日本将来推計人口ですとかそのあたりに入っていたものを、そのままこちらに移して……。

○金谷委員 2010年のところが「これから」の基点になるって、何となくもう古い感じがするんですけども。これがないと文章に支障があるんですかね。

○事務局 今、ちょっと確認いたしましたけれども、2010年までが実際の数字で、2010年から先は推計値だという形になっているとのこと。

○金谷委員 2014年も推定なんですね。

○事務局 はい。

○金谷委員 5年に1回ですかね。

○池田部会長 そうなんですね。

そのほか、いかがでしょうか。

一応、部会としては、本日で審議会での議論の機会を確保するというのもございまして、本日で上げるというようなことで、委員の皆様にはご検討をお願いしたところでございますが、ご指摘いただいたところは、以上ということでもよろしいでしょうか。

それでは、少し文章のその書きぶりのところも含めて、手直しをするべきところをまた早急に手直しをした上で、可能な範囲でさせていただこうと思いますが、最終的には、表現については部会長一任ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、また適宜先生方のほうからも、文章、こういうふうな書きぶりがあるのではないかと、具体的にご提案いただけたところが、もしありましたら、またそれもご指摘いただくということをお願いできればというふうに思います。

そうしますと、あとは消保審での議論に移りたいというふうに思います。あと、その全体の答申までのスケジュール間ということもありまして、日程調整につきましては、また事務局で調整をお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それじゃ、せっかくの機会ですので、委員の皆様のほうで何か個別、あるいは全体についてご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○尾崎委員 すみません。意見というのではなくて、ちょっとお伺いしたいのですが。

○池田部会長 はい、どうぞ。

○尾崎委員 全体を通してなんですけれども「くだおれのまち大阪」という文言を入れてい

ただいたりということで、大阪らしさというものが一部入ってよかったのかな、というふう
に思っているんですけども、この基本計画を策定していただくに当たって、大阪府ならで
はという部分を盛り込んでいただけたという部分、その特徴について教えていただけますで
しょうか。

○池田部会長 これ、部会委員それぞれがお読みいただいて、ああここに大阪らしさが出てる
ということを感じとっていただくという……

○尾崎委員 例えば、その地産池消についても、大阪にはやっぱりそういう独自の泉州の水ナ
スとかですね、そういういろんなものがあると思うんですが、そういったちょっと特徴的な
そういうものもありますよ、ということ盛り込んでいただくと、少し大阪の基本計画策定
という特色が出てくるんじゃないかなというふうに思いました。

○池田部会長 ありがとうございます。

個別の品目までご指摘いただいてありがとうございます。

全体との表現のバランスの関係で、また検討させていただければと思います。ありがとう
ございます。

あとほかに——はい、どうぞ。

○花田委員 今お伺いしてて思ったんですが、大阪ならではの消費者問題ってあるんですか。

○池田部会長 なかなか、そうすると今度は哲学論争になっていきますので。

○尾崎委員 すみません。やはり地域地域の特徴というのはあると思います。関東東京のほう
で多いものと、大阪で多いもの。私、京都に所属して相談してるんですが、京都でというの
は、それぞれちょっとずつやっぱり違うんですね。

○池田部会長 あ、じゃ、せっかくの機会ですので、ちょっとご意見を開陳いただければ。

○尾崎委員 具体的にはというと、なかなか難しいんですけども、私たちパイオネットとい
う、全国統一国民生活センターがまとめている相談情報を見ることができるんですけども、
それぞれちょっとずつ特色が違うものがありまして、それは特に地域の特性とか住民の方々
の特性というものだと思うんですけども。そういうところがね……

○花田委員 そうなんですよね。だから、そういうのが……

○尾崎委員 らしさというか、出てきたらもう少し特色があるかなと……

○花田委員 そういうのに対しての計画という、そういう方針みたいなのがここに出てるとい
いんでしょうねと思ったんで。

○尾崎委員 私もその部分がちょっと言いたくて、先ほども提案申し上げたんですけども。

やはり大阪府として作っていただくのですから、総花的にきれいにまとめていただくのもいいと思うんですが、少しは何か、特徴めいたものを盛り込んでいただけたらありがたいなと思っています。

○池田部会長 ありがとうございます。

ぜひ、具体の表現でこんな書きぶりもあるよというご提案いただければと思います。

○尾崎委員 ちょっと確認してまた連絡します。

○池田部会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかの先生方、よろしいでしょうか。

それじゃ、事務局のほうで何か補足等がございましたら、どうぞ。

ないようでしたら、もう。

○事務局 ありがとうございます。

ご指摘を細かくいただきましたので、それをかなり趣旨的には盛り込ませていただいた形でさせていただきます。本日、表現等、いろいろご意見いただいたところについては、会長とも相談させていただきながら、表記したいと思います。

それから、「大阪らしさ」のところは、おっしゃいましたように、「くいだおれのまち」とか入っているんですけども、地産池消や計画の中では「大阪産」とか、そういったものも書いてますので、そういうところが出てくるのかなと思います。あと、会長のほうからありましたように、基礎的な力、大阪はそういう商人の町なので、複利計算とかその辺のところも少し入っておりますし、大阪府の計画、いろんな食の計画なども入れさせていただいています。その辺もあり、今おっしゃったようなところも、少し表現を入れられるところはいれたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○池田部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、一応、本日で第3回基本計画策定検討部会、これで終えたいというふうに思います。部会の委員の皆様には、本当にお忙しい中、丹念に、極めて丁寧に見ていただいた上で、非常に貴重なご意見を種々頂戴いたしました。改めて本当に厚くお礼を申し上げたいと思います。

以降は、審議会のほうで引き続き、またご検討を賜ります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと事務局にバトンタッチしましょうか。お願いいたします。

○事務局 ご審議いただきましてありがとうございます。

今後の日程につきましては、今調整中です。皆様方から日程をいただいておりますので、大至急、審議会の日程を調整いたしまして、改めてご連絡を申し上げたいと思います。

それでは、部会のご審議を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 11時00分